

議案第 5 5 号

岩倉市税条例等の一部改正について

岩倉市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市税条例等の一部を改正する条例

(岩倉市税条例の一部改正)

第1条 岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第35条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「有する者若しくは単身児童扶養者である者」を「有する者」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「これを固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固

定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第57条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第67条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第67条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第68条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第86条第4項中「製造たばこの重量」を「製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量」に改める。

第88条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項

(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第90条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第90条第1項中「第88条第2項」を「第88条第3項」に改める。

第103条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に、「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」及び「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33

項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号二」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号二」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とし、同条に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、第13条、第13条の3及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」

に改める。

附則第17条第1項中「又は第36条」を「、第35条の3第1項又は第36条」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第23条 第11条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 岩倉市税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項の」を「第321条の8第34項及び第35項の」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項に規定する」を「又は第31項の規定による」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項に規定する」を「第321条の8第34項及び第35項の」に改める。

第22条中「第50条第1項及び第4項」を「第50条第1項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第25条第3項中「規定する収益事業」を「規定する収益事業（以下この項及び第30条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）」に、「第30条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第

5 項及び第 1 1 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 6 項」に改め、同条第 3 項中「第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 7 項」に改め、同条第 4 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 8 項」に改め、同条第 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「同条第 2 1 項」を「同条第 3 3 項」に、「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に改め、同条第 6 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 2 項」を「同条第 3 4 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 7 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」に、「同条第 4 2 項」を「同条第 5 2 項」に、「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「第 1 3 項前段」を「第 1 2 項前段」に、「第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「第 1 3 項後段」を「第 1 2 項後段」に、「第 1 5 項」を「第 1 4 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とする。

第 4 8 条第 2 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第

31項」に、「決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を「決定がされたこと」に改め、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第50条第4項から第6項までを削る。

第86条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「第50条第1項及び第4項」を「第50条第1項」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の8の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(岩倉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岩倉市税条例等の一部を改正する条例（令和元年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、岩倉市税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。
附則第1条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第1項第4号中「第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）」を「第3条」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岩倉市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中岩倉市税条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中岩倉市税条例附則第10条及び第10条の2第19項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中岩倉市税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

2 第1条の規定（同条中岩倉市税条例第26条第1項第2号、第33条

の 2 及び第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定、同条例第 8 6 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定、同条例附則第 3 条の 2、第 4 条第 1 項及び第 1 0 条の改正規定、同条例附則第 1 0 条の 2 に 1 項を加える改正規定、同条例附則第 1 5 条の 3、第 1 7 条第 1 項及び第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則に 1 条を加える改正規定を除く。) による改正後の岩倉市税条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の岩倉市税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、前条第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 6 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 3 3 条の 2 及び第 3 5 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する寡婦（旧法第 3 1 4 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 2 9 2 条第 1 項第 1 2 号に規定する寡夫である第 2 5 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

4 新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定

する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の岩倉市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が 4 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び 4 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 52 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 52 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第 67 条の 4 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定に

よる改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 3 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 附則第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 7 条 附則第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。